

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月21日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第14号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
警察署名	名称	位置	所管区	警察署名	名称	位置	所管区
略				略			
香川県小豆警察署	略			香川県小豆警察署	略		
	豊島駐在所	<u>小豆郡土庄町豊島家浦2243番地</u> <u>4</u>	略		豊島駐在所	<u>小豆郡土庄町豊島家浦2268番地</u> <u>56</u>	略
	略				略		
略				略			

附 則

この規則は、平成30年12月27日から施行する。